

秋台風の特徴

知っていますか？

日本列島(本州)を直撃しやすい

9月～10月頃に発生する「秋台風」と呼ばれる台風は、太平洋高気圧の弱まりや偏西風の影響を受け、本州に上陸するルートを通りやすくなります。

さらに、秋雨前線の影響も重なると、長期間の大雨となる可能性が高まるため、土砂災害のほか、河川の増水や氾濫が発生する可能性もあります。

台風のスピードが速い

台風は太平洋高気圧の縁に沿って北上した後、上空の強い西風(偏西風)に乗って東側に進みます。

9月ごろにはこの偏西風が本州付近まで南下するため、速度を速めながら日本付近に近づくことが多くなります。

災害リスク ハザードマップ等で確認

災害への備えとして、ハザードマップ等で住まいの地域の災害リスクを確認し、慌てることなく事前に準備をしておきましょう。

また、近畿地方への台風上陸が予想されている時は、こまめに気象情報を確認し、市が避難情報を発令している時は、逃げ遅れのないように注意しましょう。

八幡市防災アプリ

台風情報は八幡市防災アプリで確認を

防災アプリのトップ画面(上)と表示される台風の進路予測情報

避難情報や気象情報の確認には八幡市防災アプリが大変便利です。台風接近時にはホームボタンの色でお知らせし、台風のアイコンを押すと、進路予測情報も確認できます。

防災アプリは次のQRコードから入手できます。普段から災害に対する備えを心がけましょう。



▲ Android



▲ iOS



木津川・宇治川・桂川の氾濫が予測される場合にはバス避難

台風の上陸・接近に伴う木津川・宇治川・桂川等の氾濫により、水害が予測される場合に、浸水想定区域にお住まいの要配慮者(高齢者、障がいがある人等)が洪水時指定緊急避難場所までバスで避難することを目的とした協定を京都京阪バス(株)と締結しています。

広報やわた8月号にも掲載しておりますが、令和6年7月にバスの乗車位置を新たに追加する等の改定を行いました。集合場所や乗車位置等を本格的な台風シーズン前にご確認ください。

詳細については、市ホームページをご確認ください。



☎ 危機管理課 (983-3200)

災害時に避難支援が必要な人は登録を

災害時に自力で安全な場所へ避難することができない人(要援護者)を対象に、地域や近隣の人々の協力と支え合いを基本とした情報の伝達や避難の支援体制づくりに取り組んでいます。

■対象となる人

次のいずれかに該当する在宅の

障がいのある人や、高齢者等で災害時に避難支援を必要とするが、家族等による支援を受けることができない人

- ▶ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持
- ▶ 介護保険要介護3以上
- ▶ 満75歳以上の高齢者のみの世帯

▶ その他市長が必要と認める場合

■申請方法

支援を希望する人は、災害時要援護者台帳への登録申請をしてください(申請書は福祉総務課窓口と市ホームページから入手可)。※登録の際、同台帳の内容を関係団体等に情報提供することに同意する必要があります。

■避難支援者として力をお貸しください

支援体制づくりには、避難支援者が必要です。要援護者のもとに駆けつけることができる隣近所の人など、自治会や民生児童委員協議会から要援護者の避難支援者として依頼があれば、力をお貸しください。登録していただける場合は、福祉総務課までご連絡ください。

☎ 福祉総務課 (983-3058)

令和5年度低所得世帯物価高騰対策支援給付金(子ども加算分)

申請期限は9月13日(金)(当日消印有効)まで

給付金の対象見込世帯には既に確認書を送付しています。期日後の受付はできないため、申請がお済みでない人は、必ず期日までにご申請ください。

※本給付金はすでに、広報やわた4月号でお知らせしておりますとおり、新規の給付金ではありません。

■支給対象者

令和5年12月1日時点で本市に住民票があり、令和5年度住民税均等割非課税世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に該当し、18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の子どもを扶養している世帯主

※住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯を除きます。

※要件に該当すると思われる人で、確認書が手元にない場合はお問い合わせください。

■加算対象となる児童の範囲の特例

次の児童も要件を満たす場合は申

請により対象となります。

- ・支給対象者と同一世帯の令和5年12月2日～令和6年8月31日に生まれた新生児
- ・別世帯であるが、支給対象者が扶養している児童

■給付額 子ども1人あたり5万円
※給付金の詳細はこちらのQRコードを読み込み、ご覧ください。



☎ 低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当 (981-5505)

八幡市定額減税補足給付金(調整給付金)

定額減税の対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる人にその差額(調整給付金)を給付します。支給対象者には通知を8月下旬以降に発

送いたしました。

■「振込のお知らせ」が届いた人 原則、手続き不要です。通知に記載の口座に指定の日程で振り込みます。

■「確認書」が届いた人 給付金を受

給するためには申請手続きが必要です。お手元の通知を確認し、10月31日(木)(当日消印有効)までに申請してください。

※受付窓口を市役所4階(49番窓口)に開設しておりますが、9月10日

(火)からは2階税務課(22番窓口)へ移設いたします。

※給付金の詳細はこちらのQRコードを読み込み、ご覧ください。



☎ 税務課定額減税補足給付金担当 (983-7550)

9月から高校生年代の子育て支援医療費償還払いの受付を開始

9月2日(月)から高校生年代(※1)の子育て支援医療費償還払い(令和6年4月～8月診療分)の申請を受付します。

申請時は、次の必要書類をすべて持って、家庭支援課へお越しください。なお、書類がそろわないと申請が出来ないので、事前に確認の上、窓口までお越しください。

※1 = 就学・就労問わず、平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの人。

■必要書類

- ・領収書の原本
- ・振込先口座(原則、保護者の口座に限る)
- ・8月中に届いた受給者証(右の画像)
- ・お子さんの健康保険証



※整骨院や、あんま・はり・鍼灸・マッサージ等は、申請時にレセプト(写し)、または施術証明書の添付が必要です。※対象者が多いため、償還払いの窓口は混雑することが予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

☎ 家庭支援課 (983-1112)

■受給者証の使用方法

① 京都府内で受診する場合 保険証と受給者証を提示すると、窓口での自己負担が200円となります。

② 京都府外で受診する場合 受給者証は使用できません。医療機関等の窓口で保険負担分を支払った後、家庭支援課で償還払いの手続きをしてください。